

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 渋川市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
耐震診断費	助成	木造住宅耐震診断者派遣事業	市が耐震診断者を派遣し図面を元に現地調査を行い、一般診断により住まいの耐震性を把握しその後の耐震化を促進する。	次の①～⑥の全てに該当するもの ①昭和56年5月31日以前に建てた一戸建て住宅 ②住宅の用に供される面積が、延べ面積の過半を占める住宅 ③地上2階建以下の住宅 ④在来軸組工法(太い柱又は垂れ壁を主な耐震要素とする伝統的工法で建てられた住宅を含む)によって建てられた住宅 ⑤市税を滞納していないこと。 ⑥市内に住所を有する個人が居住している住宅又は居住しようとする住宅	無料のため限度額なし * 交通費1,000円の個人負担有り (耐震診断者に直接払う)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-25-7191	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi=sumai/sumai/sumai/p001570.html	
耐震改修費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断を行った木造住宅を対象に耐震改修費を助成し、地震に強いまちづくりの推進を図る。	次の①～⑦の全てに該当するもの ①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅および店舗等併用住宅(半分以上が居住用)で地上2階建以下のもので、原則居住をしている住宅。 ②木造在来軸組構法(伝統的構法を含む)によって建てられたもの。 ③市税を滞納していないこと。 ④設計及び工事監理が、一級、二級及び木造建築士で「木造住宅の耐震診断と補強方法」の講習を受講している者が行うものであること。 ⑤耐震改修工事が、木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された戸建住宅を、耐震改修後の耐震性の上部構造評点の耐震診断が1.0以上となるものであること。 ⑥工事着手前であること ⑦工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	耐震改修工事費(設計、耐震改修工事及び工事監理費)の2分の1(限度額100万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-25-7191	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi=sumai/sumai/sumai/p011170.html	
耐震シェルター等設置工事費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	耐震診断を行った木造住宅で部屋の一部に耐震シェルターや耐震ベッドを設置する工事費を助成し、地震に強いまちづくりの推進を図る。	高齢者のみ居住する住宅または障害者が同居する住宅で次の条件を満たすもの。 ①市内の住宅で個人が所有するもの ②昭和56年5月31日以前に建てた一戸建て住宅または併用住宅(住宅が半分以上のもの)で地上2階建以下のもの ③木造(在来軸組構法等)で建てられたもの ④耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたもの ⑤耐震シェルター、耐震ベッド装置の機種は、市が認める機種から選択し設置するもの ⑥市税を滞納していないこと ⑦工事着手前であること ⑧工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	設置工事費(購入費、運搬費含む。)の2分の1(限度額30万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-25-7191	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi=sumai/sumai/sumai/p005726.html	
危険ブロック塀等除却費	助成	木造住宅耐震改修補助事業	地震発生時に伴う危険ブロック塀等の倒壊による人命被害を防ぐため、道路に面する危険ブロック塀等の除却費用を助成し、地震に強いまちづくりの推進を図る。	次の①～⑦の全てに該当するもの ①危険ブロック塀の個人の所有者等 ②道路に沿って設置されているもの ③道路又は地表面から垂直距離が1.2mをこえるもの ④国の点検表により点検した結果、危険性があるとみなされたもの ⑤市内の工事業者が工事を行うもの ⑥工事着手前であること ⑦工事完了の報告を申請した年度の3月末日までに提出できるもの	除却費の2分の1(限度額5万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-25-7191	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi=sumai/sumai/sumai/p001569.html	
リフォーム資金 (住宅リフォーム補助)	助成	住宅エコリフォーム支援事業	脱炭素社会に向け省エネ化を図るため、自己の居住している住宅のエコリフォーム費用を補助する。 ①個人住宅、併用住宅の住宅部分のエコリフォーム全般(外構工事、新築、10㎡を超える増築等は除く) ②市内の事業者へ発注するエコリフォーム ③対象エコリフォーム費用が20万円以上(消費税含む)以上のもの	①市内に住民登録がある人 ②市の他の補助制度を重複して受けていない人 ③市税を滞納していないこと ④工事着手前に申請できる人 ⑤完了実績報告を申請した年度の3月末日までに提出できる人 ⑥補助対象者及び対象住宅につき1回限り	対象工事費の5%(上限10万円)			随時	予算の範囲内	建築住宅課	0279-25-7191	https://www.city.shibukawa.lg.jp/kurashi/hikkoshi=sumai/sumai/sumai/p010382.html	